

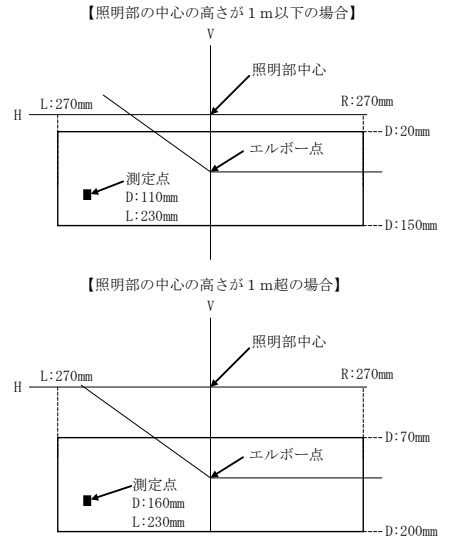
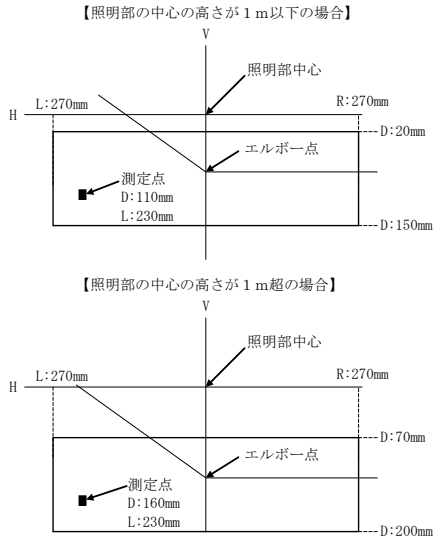
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-64 配光可変型前照灯</p> <p>7-64-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。（保安基準第32条第7項関係）</p> <p>7-64-2 性能要件</p> <p>7-64-2-1 テスタ等による審査</p> <p>配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第8項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係）</p> <p>① 配光可変型前照灯であって、UN R123-01-S9 の 6.3.及び 7. に適合する走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。（細目告示第120条第9項第1号）</p> <p>② すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてア（ア）により光度等を計測したときにイ（イ）の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。</p> <p>また、前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いてア（イ）により光度等を計測したときにイ（イ）の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。（細目告示第120条第9項第2号）</p> <p>ア 計測の条件</p> <p>（ア）前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 車両が直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、a の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態 原動機が作動している状態 前照灯試験機（すれ違い用）の受光部とすれ違い用ビームを発する灯火ユニットとを正対させた状態であり、かつ、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態 計測に支障をきたすおそれのある場合には、当該計測する灯火ユニット以外の灯火ユニットを遮蔽した状態 <p>（イ）前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 車両が直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態 	<p>8-64 配光可変型前照灯</p> <p>8-64-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。（保安基準第32条第7項関係）</p> <p>8-64-2 性能要件</p> <p>8-64-2-1 テスタ等による審査</p> <p>配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第8項関係、細目告示第198条第9項関係）</p> <p>① 配光可変型前照灯であって、走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。（細目告示第198条第9項第1号）</p> <p>② すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてア（ア）により光度等を計測したときにイ（イ）の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。</p> <p>また、前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いてア（イ）により光度等を計測したときにイ（イ）の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。（細目告示第198条第9項第2号）</p> <p>ア 計測の条件</p> <p>（ア）前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 車両が直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、a の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態 原動機が作動している状態 前照灯試験機（すれ違い用）の受光部とすれ違い用ビームを発する灯火ユニットとを正対させた状態であり、かつ、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態 計測に支障をきたすおそれのある場合には、当該計測する灯火ユニット以外の灯火ユニットを遮蔽した状態 <p>（イ）前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 車両が直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>b 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、aの状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態</p> <p>c 原動機が作動している状態</p> <p>d 前照灯試験機（走行用）を用いる場合には、当該受光部とすれ違い用ビームを発する灯火ユニットとを正対させた状態であり、かつ、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態</p> <p>e 計測に支障をきたすおそれのある場合には、当該計測する灯火ユニット以外の灯火ユニットを遮蔽した状態</p> <p>イ 計測値の判定</p> <p>(ア) 前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができる場合</p> <p>a エルボ一点の位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° 及び下方 0.86°（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.41° 及び下方 1.16°）の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方 10m の位置において、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 20mm 及び下方 150mm（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 70mm 及び下方 200mm）の直線と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 270mm の直線に囲まれた範囲内にあること。</p> <p>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、カットオフラインと「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° 及び右方 2.50° の鉛直面が交わる 2つの位置が、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° 及び下方 0.86°（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.41° 及び下方 1.16°）の平面に挟まれた範囲内、又は、前方 10m の位置において、カットオフラインと「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 260mm 及び右方 440mm の直線が交わる 2つの位置が、「す</p>	<p>b 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、aの状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態</p> <p>c 原動機が作動している状態</p> <p>d 前照灯試験機（走行用）を用いる場合には、当該受光部とすれ違い用ビームを発する灯火ユニットとを正対させた状態であり、かつ、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態</p> <p>e 計測に支障をきたすおそれのある場合には、当該計測する灯火ユニット以外の灯火ユニットを遮蔽した状態</p> <p>イ 計測値の判定</p> <p>(ア) 前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができる場合</p> <p>a エルボ一点の位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° 及び下方 0.86°（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.41° 及び下方 1.16°）の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方 10m の位置において、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 20mm 及び下方 150mm（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 70mm 及び下方 200mm）の直線と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 270mm の直線に囲まれた範囲内にあること。</p> <p>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、カットオフラインと「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° 及び右方 2.50° の鉛直面が交わる 2つの位置が、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° 及び下方 0.86°（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.41° 及び下方 1.16°）の平面に挟まれた範囲内、又は、前方 10m の位置において、カットオフラインと「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 260mm 及び右方 440mm の直線が交わる 2つの位置が、「す</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>れ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方20mm及び下方150mm(当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方70mm及び下方200mm)の直線に挟まれた範囲内にあればよい。</p> <p>b すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの光度は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.60°(当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0.90°)の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方1.30°の鉛直面が交わる位置、又は、前方10mの位置において、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方110mm(当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方160mm)の直線と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方230mmの直線が交わる位置において、1個の灯火ユニットごとに6,400cd以上であること。</p> <p>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、エルボー点又はカットオフラインの位置は(a)の条件を満たすが光度が6,400cd未滿となる場合に限り、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.27°及び下方0.93°(当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0.57°及び下方1.23°)の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方0.30°及び左方2.30°の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方10mの位置において、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方50mm及び下方160mm(当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方100mm及び下方220mm)の直線と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方50mm及び左方400mmの直線に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1灯につき6,400cd以上であればよい。</p> <p>(参考図) すれ違い用ビームの判定値〔②イ(7) a及びb関係〕</p>	<p>れ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方20mm及び下方150mm(当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方70mm及び下方200mm)の直線に挟まれた範囲内にあればよい。</p> <p>b すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの光度は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.60°(当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0.90°)の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方1.30°の鉛直面が交わる位置、又は、前方10mの位置において、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方110mm(当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方160mm)の直線と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方230mmの直線が交わる位置において、1個の灯火ユニットごとに6,400cd以上であること。</p> <p>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、エルボー点又はカットオフラインの位置は(a)の条件を満たすが光度が6,400cd未滿となる場合に限り、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方0.27°及び下方0.93°(当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0.57°及び下方1.23°)の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方0.30°及び左方2.30°の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方10mの位置において、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方50mm及び下方160mm(当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方100mm及び下方220mm)の直線と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方50mm及び左方400mmの直線に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1灯につき6,400cd以上であればよい。</p> <p>(参考図) すれ違い用ビームの判定値〔②イ(7) a及びb関係〕</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



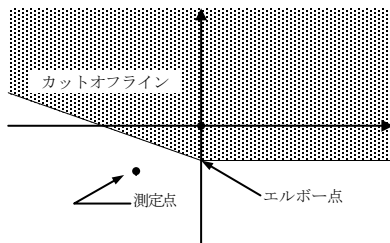
(イ) 前照灯試験機 (すれ違い用) による計測を行うことができない場合

- a すれ違い用ビームを前照灯試験機 (走行用)、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボ一点が (ア) a に規定する範囲内にあることを目視により確認できること。
- b (ア) b に規定する位置 (当該位置を指定できない場合には、最高光度点) における光度が、1 個の灯火ユニットごとに 6,400cd 以上であること。

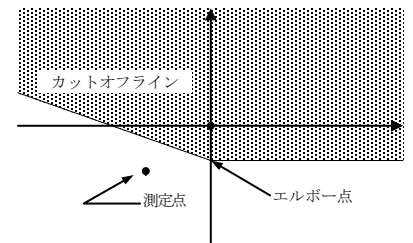
(イ) 前照灯試験機 (すれ違い用) による計測を行うことができない場合

- a すれ違い用ビームを前照灯試験機 (走行用)、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボ一点が (ア) a に規定する範囲内にあることを目視により確認できること。
- b (ア) b に規定する位置 (当該位置を指定できない場合には、最高光度点) における光度が、1 個の灯火ユニットごとに 6,400cd 以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例



(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例



7-64-2-2 視認等による審査

(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 8 項関係、細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係)

- ① 配光可変型前照灯の灯光の色は、白色であること。(細目告示第 120 条第 9 項第 3 号)
- ② 配光可変型前照灯は、灯器が破損し、又はレンズ面が著しく汚損していないこと。(細目告示第 120 条第 9 項第 4 号)
- ③ 配光可変型前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。(細目告示第 120 条第 9 項第 5 号)

(2) 次に掲げる配光可変型前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 10 項関係)

8-64-2-2 視認等による審査

配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 8 項、細目告示第 198 条第 9 項関係)

- ① 配光可変型前照灯の灯光の色は、白色であること。(細目告示第 198 条第 9 項第 3 号)
- ② 配光可変型前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損していないこと。(細目告示第 198 条第 9 項第 4 号)
- ③ 配光可変型前照灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。(細目告示第 198 条第 9 項第 5 号)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき配光可変型前照灯の装置の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</p> <p>7-64-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第8項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係)</p> <p>(2) 配光可変型前照灯は、UN R123-01-S9の5.(5.3.3、5.3.4及び5.8.を除く。)、6.及び7.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R123-01-S9の5.3.2.1.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、UN R123-01-S9の6.にかかわらず、最小光度及び最大光度は、UN R123-01-S9の9.2.に適合すればよいものとする。</p> <p>ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、UN R123-01-S9の5.3.1.は適用しない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係、適用関係告示第29条第7項関係)</p> <p>(3) 次に掲げる配光可変型前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第120条第10項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき配光可変型前照灯の装置の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</p> <p>7-64-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準</p>	<p>8-64-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細</p>

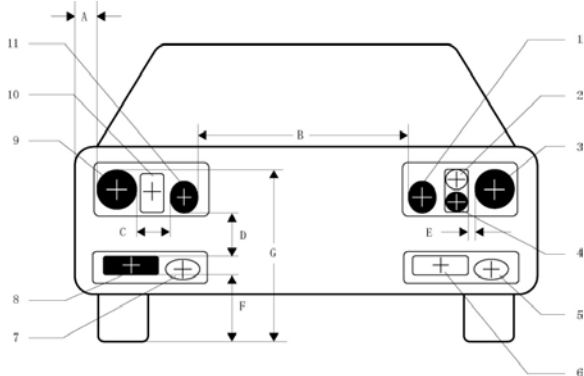
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係)</p> <p>① 配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するものは、走行用ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。</p> <p>② 配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するものは、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>③ 走行用ビームを発する灯火ユニットは、走行用ビームの点灯操作を行ったときに、自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり 1 個以上の灯火ユニットが同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯するものであること。</p> <p>④ 走行用ビームを発する格納式灯火ユニットが 4 個備えられた自動車にあつては、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅させること又はすれ違い用ビームを発する灯火ユニットと交互に点灯させることを目的として備えられた補助灯火ユニットは、格納式灯火ユニットが上昇した場合には点灯しないものであること。</p> <p>⑤ すれ違い用ビームを発する灯火ユニットに放電灯を用いる場合において、当該灯火ユニットは、走行用ビームが点灯している間、消灯しないものであること。</p> <p>⑥ 自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで左右対称に配置された 2 つのすれ違い用ビームを発する灯火ユニットは、すれ違い状態の配光形態において、少なくとも 1 組がその見かけの表面の上縁の位置が地上から 1,200mm 以下であり、かつ、下縁の位置が地上から 500mm 以上となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ 配光可変型前照灯に補助灯火ユニットを備える場合には、補助灯火ユニットは、その位置に最も近い位置にある灯火ユニットから水平方向に 140mm 以下(図中の E による。)及び鉛直方向に 400mm 以下(図中の D による。)の位置に配置されていること。 この場合において、2 つの補助灯火ユニットを自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで対称に配置したときは、当該灯火ユニットから水平方向に 200mm 以下(図中の C による。)の位置にあればよいものとする。</p> <p>⑧ ⑦に規定する補助灯火ユニットは、いずれも、地上から 250mm 以上(図中の F による。)、1,200mm 以下(図中の G による。)の位置に配置されていること。</p> <p>⑨ すれ違い状態の配光形態において、すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの見かけの表面の外縁は、車両の最外側から車両中心線側に 400mm 以下(図中の A による。)の位置にあること。</p> <p>⑩ 灯火ユニットの基準軸の方向の見かけの表面の内端の距離は、600mm 以上(図中の B による。)であること。 また、全幅が 1.3m 未満である場合にあつては、</p>	<p>目告示第 198 条第 10 項関係)</p> <p>① 配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するものは、走行用ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。</p> <p>② 配光可変型前照灯であって走行用ビームを発するものは、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。</p> <p>③ 走行用ビームを発する灯火ユニットは、走行用ビームの点灯操作を行ったときに、自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり 1 個以上の灯火ユニットが同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯するものであること。</p> <p>④ 走行用ビームを発する格納式灯火ユニットが 4 個備えられた自動車にあつては、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅させること又はすれ違い用ビームを発する灯火ユニットと交互に点灯させることを目的として備えられた補助灯火ユニットは、格納式灯火ユニットが上昇した場合には点灯しないものであること。</p> <p>⑤ すれ違い用ビームを発する灯火ユニットに放電灯を用いる場合において、当該灯火ユニットは、走行用ビームが点灯している間、消灯しないものであること。</p> <p>⑥ 自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで左右対称に配置された 2 つのすれ違い用ビームを発する灯火ユニットは、すれ違い状態の配光形態において、少なくとも 1 組がその見かけの表面の下縁の位置が地上から 500mm 以上となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ 補助灯火ユニットは、いずれも、地上から 250mm 以上(図中の F による。)の位置に配置されていること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>400mm 以上であること。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が 10 人未満であるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 未満であるもの並びにこれらの形状に類するものにあつてはこの限りではない。</p> <p>⑪ 配光可変型前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合には、点灯できないものであること。</p> <p>ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動によりすれ違い用ビームを発する灯火ユニットを短い間隔で断続的に点滅させるとき又は交互に点灯させるときにあつては、この限りでない。</p> <p>⑫ 配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。</p> <p>ただし、⑪ただし書に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>⑬ 配光可変型前照灯の直射光又は反射光は、当該配光可変型前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑭ 配光可変型前照灯は、その取付部に緩み、がた等があることにより、その照射光線の方向が振動、衝撃等のために容易に変化するおそれのないものであること。</p> <p>⑮ 配光可変型前照灯は、7-64-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>⑯ 配光可変型前照灯は、走行用ビームの点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えたものであること。</p> <p>⑰ 配光可変型前照灯の配光制御信号の異常な作動を検知したときに、その旨を運転者席の運転者に警報する非点滅式の視覚的な警報装置を備えたものであること。</p> <p>⑱ 配光可変型前照灯は、その作動状態及び不動作状態に係る制御を自動で行う場合には、次に掲げる要件に適合しなければならない。</p> <p>ア 周囲の光の状態及び対向車又は先行車から発せられる灯光又は反射光に反応すること。</p> <p>この場合において、対向車とは対向する自動車、原動機付自転車及び自転車を、先行車とは先行する自動車及び原動機付自転車とする。</p> <p>イ 当該制御を手動により行うことができ、かつ、手動により解除できること。</p> <p>ウ 当該制御を自動で行う状態であることを運転者席の運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>⑲ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える配光型前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が 10km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。</p> <p>この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が</p>	<p>⑧ 配光可変型前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合には、点灯できないものであること。</p> <p>ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動によりすれ違い用ビームを発する灯火ユニットを短い間隔で断続的に点滅させるとき又は交互に点灯させるときにあつては、この限りでない。</p> <p>⑨ 配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。</p> <p>ただし、⑧ただし書に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>⑩ 配光可変型前照灯の直射光又は反射光は、当該配光可変型前照灯を備える自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑪ 配光可変型前照灯は、その取付部に緩み、がた等があることにより、その照射光線の方向が振動、衝撃等のために容易に変化するおそれのないものであること。</p> <p>⑫ 配光可変型前照灯は、8-64-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどすることにより配光等が著しい影響を受けているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>⑬ 配光可変型前照灯は、走行用ビームの点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えたものであること。</p> <p>⑭ 配光可変型前照灯の配光制御信号の異常な作動を検知したときに、その旨を運転者席の運転者に警報する非点滅式の視覚的な警報装置を備えたものであること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。

(図) 配光可変型前照灯の取付要件



(配光可変型前照灯の灯火ユニットの見かけの表面、1から11の例)

ア 特定の配光形態において同時に照射される灯火ユニット (■)

ここで

No. 3 及び 9 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)

No. 1 及び 11 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)

No. 4 及び 8 : (2 個の補助灯火ユニット)

イ 特定の配光形態において照射されない灯火ユニット (□)

ここで

No. 2 及び 10 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)

No. 5 : (補助灯火ユニット)

No. 6 及び 7 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)

(2) 次に掲げる配光可変型前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

(細目告示第 120 条第 12 項関係)

- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯

7-64-4 適用関係の整理

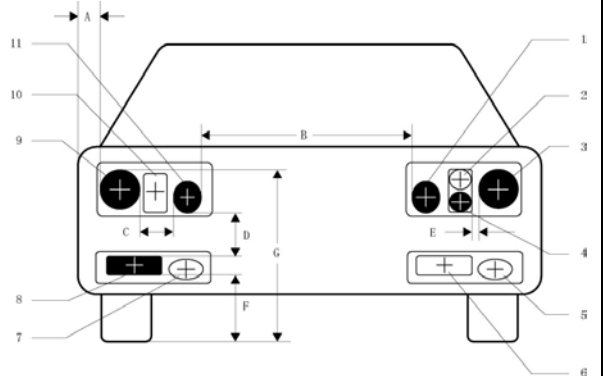
(1) 次に掲げる自動車については、7-64-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 15 項関係)

- ① 平成 22 年 8 月 18 日以前に製作された自動車
- ② 平成 22 年 8 月 18 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 22 年 8 月 19 日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

(改造等による変更のない使用過程車)

(図) 配光可変型前照灯の取付要件



(配光可変型前照灯の灯火ユニットの見かけの表面、1から11の例)

ア 特定の配光形態において同時に照射される灯火ユニット (■)

ここで

No. 3 及び 9 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)

No. 1 及び 11 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)

No. 4 及び 8 : (2 個の補助灯火ユニット)

イ 特定の配光形態において照射されない灯火ユニット (□)

ここで

No. 2 及び 10 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)

No. 5 : (補助灯火ユニット)

No. 6 及び 7 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)

(2) 配光可変型前照灯の機能を損なう損傷等のないものは、

(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 198 条第 11 項関係)

8-64-4 適用関係の整理

なし。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>③ 平成22年8月18日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯及び前部霧灯であって、平成22年8月19日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車</p> <p>(2) 次に掲げる自動車については、7-64-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第29条第17項関係)</p> <p>① 平成27年12月8日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成27年12月8日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成27年12月9日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの</p> <p>③ 平成27年12月8日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯及び前部霧灯であって、平成27年12月9日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車</p> <p>(3) 次に掲げる自動車(昼間走行灯を有するものを除く。)については、7-64-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第29条第22項関係)</p> <p>① 令和2年4月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月7日)以前に製作された自動車</p> <p>② 令和2年4月8日から令和3年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月8日から令和5年10月7日)までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和2年4月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月7日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 令和2年4月8日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月8日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、令和2年4月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月7日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過しないものに限る。)の発行日が令和3年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和5年10月7日)以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載された保安基準適用年月日が令和3年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和5年10月7日)以前のもの</p>	
<p>7-64-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、7-64-7において、「UN R123-01-S9」を「UN R123-01-S3」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第15項関係)</p> <p>① 平成22年8月18日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成22年8月18日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成22年8月19日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの</p> <p>③ 平成22年8月18日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯及び前部霧灯であつて、平成22年8月19日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車</p>	
<p>7-64-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、7-64-7において、「UN R123-01-S9」を「UN R123-01-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第17項関係)</p> <p>① 平成27年12月8日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成27年12月8日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成27年12月9日以降に前照灯及び前部霧灯に係る性能について変更がないもの</p> <p>③ 平成27年12月8日以前に法第75条の3の規定によりその型式について指定を受けた前照灯及び前部霧灯であつて、平成27年12月9日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車</p>	
<p>7-64-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車(昼間走行灯を有するものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第22項関係)</p> <p>① 令和2年4月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月7日)以前に製作された自動車</p> <p>② 令和2年4月8日から令和3年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、令和3年4月8日から令和5年10月7日)までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和2年4月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>3.5tを超える自動車にあっては、令和3年4月7日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 令和2年4月8日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和3年4月8日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和2年4月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和3年4月7日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過しないものに限る。)の発行日が令和3年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和5年10月7日)以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載された保安基準適用年月日が令和3年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、令和5年10月7日)以前のもの</p> <p>7-64-7-1 装備要件 7-64-1に同じ。</p> <p>7-64-7-2 性能要件 7-64-2に同じ。</p> <p>7-64-7-3 取付要件(視認等による審査) (1) 7-64-3(1)(⑩を除く。)に同じ。 (2) 7-64-3(2)に同じ。</p>	